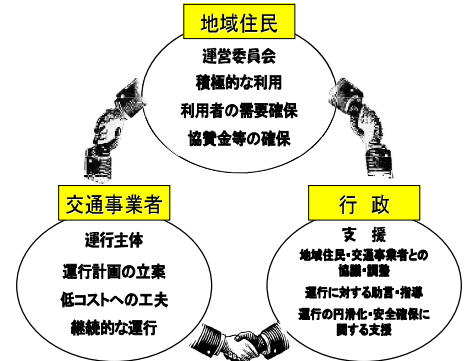


所管事務の調査 交通政策について (おでかけ交通支援制度の拡充について)

1 「おでかけ交通」の概要

公共交通空白地域における市民の生活交通の確保のため、地域住民・交通事業者・市の連携により、一定の採算性の確保を前提に交通事業者が乗合タクシーを運行。



2 拡充の経緯

おでかけ交通支援制度は、導入後16年が経過し、また、建設建築委員会からの「新たな施策について検討すべき時期にある」との提言も踏まえ、将来的にもおでかけ交通を持続可能とし、公共交通空白地域の縮小を図るため、支援制度の拡充を行うこととした。

このため、「高齢者の生活交通を確保するおでかけ交通支援事業(予算:1億400万円)」として、今年度は、既存7地区の助成拡充、新規地区の拡大、利便性の向上、また、高齢者や車いすの方など、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの導入支援等に取り組むこととしている。

3 新たな「おでかけ交通」の分類

定路線型と自由経路型に分類・・・別紙1

4 支援制度の拡充内容

(1) 助成制度の見直し

運行支援の助成額について、これまでの算式「赤字額×収支率」を見直し、運行経費の1/2に拡充するとともに、車両購入費用を引き上げる。

(2) 新たな取り組み

① 車両の小型化によるバス路線の維持への運行助成

バス路線廃止予防のため、バス事業者の車両小型化による路線の維持に対し、運行助成を実施する。

② 実施地区の拡大

自由経路型のおでかけ交通を本格実施するなど、実施地区を拡大する・・・別紙2

③ 利便性の向上

- ・おでかけ交通にICカード決済を導入する。
- ・予約に応じて、AIがルートや時間を柔軟に設定するオンデマンド交通の実証実験への支援を行う。

◇新たな「おでかけ交通」の分類（令和2年度～）

	おでかけ交通	
運行形態	定路線型 [バス停⇄バス停]	自由経路型（デマンド）※ [自宅前⇄最寄りの駅やバス停等]
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ▪ バス路線が廃止となった地区や高台地区等の公共交通空白地域で、一定の人口が集積する地区 ▪ 既存バス路線の廃止予防のため、車両の小型化により路線の維持を行うバス路線 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 定路線型ほどの需要がない地区
運行主体	タクシー事業者、バス事業者	タクシー事業者
予 約	予約不要 (一部、予約制)	事前予約制（デマンド） (電話予約センターを設置)
運 賃	定額 (一部、距離制)	定額
初期導入費用への助成	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 車両購入助成 ▪ 新規路線開設助成（バス停等整備） 	不要

※プチおでかけ交通とラストワンマイル実証事業を統合

公共交通空白地域

別紙2

